

千葉市分別収集計画

令和7年7月

千葉市

＜目次＞

1 計画策定の意義	1
2 計画の基本的方向	1
3 計画期間	2
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	4
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）	6
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

廃棄物を取り巻く状況については、分別回収品目の拡大等により増大するごみ処理費用の抑制、最終処分場の確保、ごみ処理による環境負荷の低減など、様々な問題を抱えている。

このような問題に対応するためには、環境と経済を統合した持続可能な発展を目指す「循環型社会」の形成に向け、市民・事業者・市の三者が、適切な役割分担のもと、より積極的にごみの減量・再資源化に取り組む必要がある。

本市では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」（以下「法」と表記）施行前の平成4年10月から、5分別収集の実施によりびん・缶の分別収集を開始した。平成8年10月の分別収集計画（以下「計画」と表記）策定後は、平成12年度からペットボトルのステーション収集を開始した。また、平成18年10月からは段ボールや紙パックを含む古紙のステーション収集を開始、さらに、平成21年10月からは古紙のステーション収集回数を月2回から週1回に増やすなど、容器包装廃棄物の分別収集と再資源化を積極的に推進している。

この度、計画の改定期を迎えるにあたっての基本的な方向性との統一を図るため、現行の千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和5年3月策定、以下「基本計画」と表記）に基づき、改定を行うこととした。

本計画は、法第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し再商品化を促進することにより、循環型社会の形成を推進することを目的とするものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、基本計画において掲げている3つの基本方針と同様とする。

（1）発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）をさらに推進することで、ごみを減らし、モノの価値を最大限に活かす社会の推進。

市民・事業者に対して、効果的かつわかりやすい情報提供・情報発信を行うことで、主体的な発生抑制・再使用の取組みを一層推進する。特に社会的課題として認知されているプラスチックごみの削減については、各主体の役割・責任を踏まえたうえで、課題解決のための効果的な取組みを推進する。

（2）適正なごみの排出・分別と再資源化（リサイクル）の取組みによる資源循環の促進と焼却ごみの削減。

市民・事業者が分別ルールに基づいた適正排出を徹底するとともに、市民・事業者との協働による再資源化の推進、多様な排出機会の提供など、様々な手法でリサイクルを実践し、資源循環の促進と焼却ごみの削減を目指す。このほか、プラスチックの再資源化については、環境負荷と経済性を考慮した手法の検討を行う。

(3) 様々なリスクに対応できる、安定と効率性を兼ね備えた強靭なごみ処理体制の構築。

清掃事業者の担い手不足への対応や市民の利便性の向上、限られた財源を有効に活用するため、ICT 等の新たな技術の導入などを行い、ごみ処理の効率化を目指す。また、脱炭素社会構築に寄与する環境にやさしい収集運搬体制の検討、さらに、近年多発・激甚化する自然災害等の非常時におけるごみ処理事業の継続について検討を進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月 1 日を始期とする 5 か年とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画では、以下の 9 品目の容器包装廃棄物を対象とする。

- (1) 主として鋼製の容器包装（以下「スチール缶」と表記）
- (2) 主としてアルミニウム製の容器包装（以下「アルミ缶」と表記）
- (3) 主としてガラス製の容器のうち無色のもの（以下「無色のガラス製容器」と表記）
- (4) 主としてガラス製の容器のうち茶色のもの（以下「茶色のガラス製容器」と表記）
- (5) 主としてガラス製の容器のうち無色又は茶色以外のもの（以下「その他のガラス製容器」と表記）
- (6) 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く、以下「紙パック」と表記）
- (7) 主として段ボール製の容器（以下「段ボール」と表記）
- (8) 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」と表記）
- (9) 主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のプラスチック製容器包装（以下「その他プラスチック製容器包装」と表記）

※併せて、プラスチック資源循環法で分別収集が求められている製品プラスチックも推計する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(単位: t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール缶	716	681	650	619	591
アルミ缶	1,624	1,577	1,536	1,488	1,446
無色のガラス製容器	2,520	2,415	2,320	2,216	2,124
茶色のガラス製容器	1,415	1,378	1,346	1,308	1,275
その他のガラス製容器	1,304	1,220	1,144	1,068	999
紙パック	1,059	1,057	1,055	1,053	1,051
段ボール	9,517	9,501	9,507	9,472	9,457
その他紙製容器包装	6	6	6	6	6
ペットボトル	4,863	4,859	4,869	4,855	4,850
その他プラスチック製容器包装	23,080	23,038	22,998	22,955	22,915
製品プラスチック	1,942	1,916	1,913	1,910	1,906
合計	48,046	47,648	47,344	46,950	46,620

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

(1) ごみ減量のための「ちばルール¹」の普及・拡大

①積極的な「ちばルール」の普及啓発

各種広報媒体等を活用し、市民・事業者に対する「ちばルール」の普及啓発を行う。また、「ちばルール」協定店の拡充を図るとともに、協定店がより多くの再資源化品目の回収に取り組んでもらうための働きかけを行う。

②「ちばルール」の施策推進及び効果検証

ごみ減量や再資源化に貢献した協定店に対する市からの表彰を行う。また、各種取組による効果を検証し、次の展開に向けた検討を行う。

(2) 発生抑制・再使用の促進

①発生抑制の促進

国や政令指定都市・近隣市等と連携を図るとともに、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会などの枠組みを活用して、国や産業界へ働きかけを行う。

②再使用の促進

市内で開催されるフリーマーケットの情報や不用品の交換情報を提供する。また、リユースカップやマイバッグ、マイボトル等の普及促進を図り、レジ袋やペットボトルなど使い捨てごみの減量を推進する。

(3) プラスチックごみの発生抑制の推進

①プラスチック使用の見直しによる発生抑制

「ちばルール」協定店等に対するワンウェイプラスチック使用削減についての協力依頼を行うほか、市施設にマイボトル用の給水機を設置し、マイボトルの利用を促進することでペットボトルなどのプラスチック容器の使用削減を図る。

②プラスチックごみ問題に関する啓発

小中学生向けの環境教育教材に、プラスチックごみ問題に関する情報を掲載するほかとともに、高校・大学・専門学校の学生向けにプラスチックごみ問題をテーマにしたワークショップを開催し、プラスチックごみ削減に関する啓発を行う。

¹ 実効性が高く、法的な規制による強制力を伴わない行動指針として平成15年8月に策定、「レジ袋削減・簡易包装の推進」、「エコ製品取り扱いの拡大」、「事業者による廃プラスチック類の自己回収」、「新聞販売店による新聞の自己回収」、「行政による古紙や布類の拠点回収」の5つの施策を展開。平成25年2月に改定、ごみの「発生抑制」に重点を置き、さらなる資源循環型社会の実現を目指すこととした。さらに、令和4年1月には、ごみ減量のための「ちばルール」行動協定に関する実施要綱を改正し、環境配慮製品の取扱い拡大に取り組む製造事業者等を協定締結の対象に追加した。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現行の分別収集体系である5分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ）を基軸としつつ、基本計画における諸施策等を勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を次のとおり定める。

項目	収集に係る分別区分	排出方法
スチール缶	資源物（缶）	混合
アルミ缶		
無色のガラス製容器	資源物（びん）	3種分別 (無色・茶色・その他)
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
紙パック	資源物（紙パック）	2種分別 (紙パック・段ボール)
段ボール	資源物（段ボール）	
ペットボトル	資源物（ペットボトル）	分別
その他プラスチック製容器包装*	資源物	分別 未定(令和9年度中の開始を目標に検討中)

* 表中の「その他プラスチック製容器包装」について、上段は協定店による白色トレイの拠点回収を、下段は今後予定している資源回収施策を示す（以下、「10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）」及び「11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）」の表においても同様。）。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

(単位:t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール缶	711		676		645		614		586	
アルミ缶	1,617		1,570		1,529		1,481		1,439	
無色のガラス製容器	(合計) 2,499		(合計) 2,394		(合計) 2,299		(合計) 2,196		(合計) 2,104	
	(引渡) 0	(独自処理) 2,499	(引渡) 0	(独自処理) 2,394	(引渡) 0	(独自処理) 2,299	(引渡) 0	(独自処理) 2,196	(引渡) 0	(独自処理) 2,104
茶色のガラス製容器	(合計) 1,410		(合計) 1,373		(合計) 1,341		(合計) 1,303		(合計) 1,270	
	(引渡) 0	(独自処理) 1,410	(引渡) 0	(独自処理) 1,373	(引渡) 0	(独自処理) 1,341	(引渡) 0	(独自処理) 1,303	(引渡) 0	(独自処理) 1,270
その他のガラス製容器	(合計) 1,297		(合計) 1,213		(合計) 1,137		(合計) 1,061		(合計) 992	
	(引渡) 1,297	(独自処理) 0	(引渡) 1,213	(独自処理) 0	(引渡) 1,137	(独自処理) 0	(引渡) 1,061	(独自処理) 0	(引渡) 992	(独自処理) 0
紙パック	176		176		176		175		175	
段ボール	8,482		8,468		8,476		8,443		8,430	
ペットボトル	(合計) 3,658		(合計) 3,656		(合計) 3,668		(合計) 3,657		(合計) 3,655	
	(引渡) 2,658	(独自処理) 1,000	(引渡) 2,656	(独自処理) 1,000	(引渡) 2,668	(独自処理) 1,000	(引渡) 2,657	(独自処理) 1,000	(引渡) 2,655	(独自処理) 1,000
その他プラスチック製容器包装	(合計) 0		(合計) 2,731		(合計) 7,931		(合計) 7,931		(合計) 7,931	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 2,731	(引渡) 0	(独自処理) 7,931	(引渡) 0	(独自処理) 7,931	(引渡) 0	(独自処理) 7,931
うち白色トレイ	(合計) 131									
	(引渡) 0	(独自処理) 131								
製品プラスチック	(合計) 0		(合計) 400		(合計) 1,200		(合計) 1,200		(合計) 1,200	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 400	(引渡) 0	(独自処理) 1,200	(引渡) 0	(独自処理) 1,200	(引渡) 0	(独自処理) 1,200
合計	19,981		22,788		28,533		28,192		27,913	

※ 表中の「その他プラスチック製容器包装」については、今後予定している資源回収施策での回収量及び協定店による白色トレイの拠点回収による回収量を示している。「うち白色トレイ」については、今後予定している資源回収施策においても、白色トレイを回収予定であるものの、白色トレイのみの回収量を試算が困難であるため、協定店による白色トレイの拠点回収による回収量を示している。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各容器包装廃棄物量（今後予定している資源回収施策での回収量を除く）の見込みについては、分別回収を行う容器包装廃棄物の種類ごとの回収量原単位（g／人／日）実績から今後の傾向を算出することとし、予測式を用いて計画期間中の原単位を推計したうえで、原単位に年度ごとの将来人口及び年間日数を乗じて得た値を見込量とした。

今後予定している資源回収施策での回収量については、分別収集開始を令和9年度中に予定しているため、令和6年8月～12月に市内一部地区で実施したプラスチック分別収集・再資源化モデル事業における収集実績を基に算出した推計量を見込量とした。

なお、年度ごとの将来人口については、「千葉市将来人口推計（令和4年3月）」を採用した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

項目	収集に係る 分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
スチール缶	資源物（缶）	委託業者によるステーション回収（指定日排出、指定日回収）	直営
アルミ缶			
無色のガラス製容器	資源物（びん）	集団回収団体及び回収業者による回収 回収業者によるステーション回収（指定日排出、指定日回収） 古紙回収庫での回収 協定店による拠点回収	回収業者 協定店
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
紙パック	資源物 (紙パック)	委託業者によるステーション回収（指定日排出、指定日回収） 古紙回収庫での回収 協定店による拠点回収	委託
段ボール	資源物 (段ボール)		
ペットボトル	資源物 (ペットボトル)	委託業者によるステーション回収（指定日排出、指定日回収）	協定店 未定
その他プラスチック製容器包装*	資源物	協定店による拠点回収 未定	協定店 未定

* その他プラスチック製容器包装の処理体制については、令和9年度中の開始を目標に検討中。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

項目	収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理			
スチール缶	資源物（缶）	プラスチック コンテナ	2t平ボディ車 (標準・ロング)	新浜リサイク ルセンター (選別、圧縮、 保管)			
アルミ缶							
無色のガラス製容器	資源物（びん）						
茶色のガラス製容器							
その他のガラス製容器							
紙パック	資源物 (紙パック)	なし	回収業者による	回収業者 による			
段ボール	資源物 (段ボール)						
ペットボトル	資源物 (ペットボトル)	網袋	2t平ボディ車 (標準・ロング)	委託業者 (選別、圧縮、 保管)			
その他プラスチック製 容器包装*	資源物	協定店による	協定店による	協定店による			
		未定	未定	未定			

* 白色トレイ拠点回収の収集容器については、協定店によりその形態が異なる。また、ごみステーションでの定期収集については、令和9年度中の開始を目標に検討中。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画の実効性を担保するため、基本計画に位置づけられた以下の取り組み等を推進する。

（1）適正なごみの排出・分別と再資源化（リサイクル）の取組みによる資源循環の促進と焼却ごみの削減。

- ① 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
集団回収に取り組む団体へ、補助金交付や用具貸与、優良団体の表彰等の支援を行う。
また、取組事例や品質向上のための留意点などを周知するとともに、未参加団体への案内文送付などを通じて参加を促す。
- ② 市民が分別出しやすいシステム作り
ごみ減量広報紙や家庭ごみの出し方をまとめたガイドブックに、再資源化可能な古紙・布類を具体的に例示するとともに、イベント等での雑がみ保管袋配布などを通じた情報提供を行う。
- ③ プラスチックの再資源化の推進
単一素材製品プラスチックの品目及び回収拠点の拡大や、「プラスチック資源循環促進法」の趣旨に添い、プラスチックの分別収集及び再資源化を実施し、プラスチックの再資源化の促進を図る。

(2) その他

① 千葉市廃棄物減量等推進審議会等における審議

市民、学識経験者、事業者等から組織される千葉市廃棄物減量等推進審議会等において、廃棄物の減量及び適正処理についての審議を進める。

② 環境美化の推進

市民・事業者・市が協働してごみの散乱を防止し美しい街づくりを進めるため、清掃ボランティア団体や廃棄物適正化推進員の活動を支援し、キャンペーン・PR等の普及事業を実施する。